

第4次
南アルプス市行政改革大綱
(案)

令和3年2月

南アルプス市

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 1 | 行政改革大綱策定の趣旨 | |
| (1) | これまでの取組み | 1 |
| (2) | 行政改革大綱の目的と位置付け | 2 |
| 2 | 本市を取り巻く課題 | |
| (1) | 社会経済構造の変化 | 3 |
| (2) | 価値観の多様化と地域自治機能の低下 | 4 |
| (3) | 公共施設等の適正配置と活用 | 4 |
| 3 | 行政改革の基本的な考え方 | |
| (1) | 行政改革の基本方針 | 5 |
| (2) | 取組みの視点 | 5 |
| (3) | 計画期間 | 6 |
| 4 | 基本方針に基づく取組み | |
| | 基本方針1 安定的な行財政運営の維持 | |
| | 取組みの柱1 適切な経費削減 | 7 |
| | 取組みの柱2 安定的な歳入の確保 | 8 |
| | 取組みの柱3 行政経営体制の見直し | 9 |
| | 取組みの柱4 職員の資質向上 | 9 |
| | 基本方針2 協働の推進と環境整備 | |
| | 取組みの柱5 市民のエンパワーメント | 10 |
| 5 | 行政改革の推進体制 | |
| (1) | 南アルプス市行政改革推進本部 | 11 |
| (2) | 南アルプス市行政改革推進委員会 | 11 |
| (3) | 行政改革担当部局・職員 | 11 |
| | 参考資料 | 12 |

1 行政改革大綱策定の趣旨

(1) これまでの取組み

本市では、これまで、合併による事業の統一化や公平化を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応した市民サービスの向上等を目指し、平成17(2005)年3月に「第1次南アルプス市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しと定員適正化の推進等に取り組んできました。

その後、平成22(2010)年3月には「第2次南アルプス市行政改革大綱」を、平成29(2017)年2月には「第3次南アルプス市行政改革大綱」を策定し、歳出の節減や合理化、職員数の適正化のほか、組織機構の見直し、徹底した事務事業の見直し等「最小の経費で最大の効果」を上げるため、行政改革を推進してきました。

<これまでの行政改革の取組み>

| 大綱名 | 計画期間 | 概要 |
|---------------|------------|---|
| 第1次 行政改革大綱 | 平成17～21年度 | 簡素で効率的な行政運営を徹底して進め、市民サービスの向上を目指す ・市民との協働による新市の建設 ・中・長期的視点に立った行政改善の取り組み ・簡素で効率的な行政運営への取組 ・新しい行政経営システムの構築 |
| 第2次 行政改革大綱 | 平成22～26年度 | 新たな行政課題に迅速、的確に対応し、自主・自立の行政運営を推進する ・事務事業の見直し ・時代に即応した組織・機構の見直し ・定員管理及び給与の適正化への取り組み ・職員の能力開発と効果的な行政運営 ・行政の情報化と市民参画の仕組みの構築 ・公共施設の設置と管理 |
| 第3次 行政改革大綱 | 平成28～令和2年度 | 最小のコストで最大の効果を上げる行政システムの構築を図り、財政の健全化と、充実した公共サービスの実現を目指す ・財政の健全化 ・行政経営システムの見直し ・人材育成と時代に即応した組織の見直し ・市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進 |

市政運営については、複雑・多様化する市民ニーズや、本格的な人口減少と高齢化の進行、税収の減少や社会保障に係る経費の増大、公共施設やインフラの老朽化等の新たな課題が発生しています。本市を取り巻くこうした社会環境の変化や課題に的確

に対応しながら、将来にわたって適切な行政サービスを提供できるよう、持続可能な財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営に取り組まなければなりません。

「第3次南アルプス市行政改革大綱」の計画期間が終了することを受け、これまでの取り組みを引継ぎながら、協働の視点と改革意識を常に持ち、さらなる行政改革に取り組むための指針として「第4次南アルプス市行政改革大綱」を策定します。

（2）行政改革大綱の目的と位置付け

本大綱の目的は、本市を取り巻くさまざまな行政課題に柔軟かつ的確に対応できるように、今ある行政の形を改善し、業務の効率化と経費削減、市民との協働を図りながら、行政サービスの維持と向上を目指すものであり、今後の行政改革の基本方針、重点的に取り組むべき事項等を定めるために策定するものです。

また、本市のまちづくりの最も基本的な指針となる「第2次南アルプス市総合計画」に掲げられた政策「未来をひらく経営型行政運営の形成」の推進にあたり、財政の健全化と行政改革を推進するための考え方を示したものです。

2 本市を取り巻く課題

(1) 社会経済構造の変化

人口減少と少子高齢化は全国的に進行しており、本市においても、平成22（2010）年をピークに人口は減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和27（2045）年に本市の人口は5万5千人を割込むとともに、15～64歳までの生産年齢人口は、平成27（2015）年からの30年間で40%近く減少、65歳以上の高齢者は30%以上増加すると推計されています。労働力の減少による税収の落込み、高齢化の進展による医療や介護等社会福祉に係る経費の増大が予想されます。

また、ヒト・モノ・カネ、技術、知識、情報等の行政経営資源が不足する中で、さらに国・県から事務権限が移譲されることも予想されます。このことにより、行政負担が増大し、これまでどおりのサービスの維持・継続が困難になる恐れがあります。

一方で、テレワーク等場所に捉われない働き方や仕事に対する意識の変化により、地方への移住や二地域居住への関心が高まり、移住者の増加によって、住まい、公共交通、子育て・生活支援等の環境整備を地方自治体が行う必要も出てきています。

このほか、多発する自然災害や感染症等への対応によって、行政需要は増大を続けていくと考えられます。

こうしたことから、今後はさまざまな方策を講じながら、市民に必要な行政サービスを着実に提供していくことが求められます。

課題を解決する方法は？

- 安定した財政基盤の確立と持続的・安定的な行政運営体制の整備
- 自治体間連携の推進
- 職員の資質・能力向上
- 適切な職員配置と組織づくり
- 防災や感染症対策を意識した業務改善と働き方改革
- ICT¹やIoT²等先進技術の活用
- 民間の知識・技術・能力の利活用

…など

¹ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。

² IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略。「モノ（things）」がネットワークにつながることで、迅速かつ正確な情報収集が可能となるとともに、リアルタイムに機器やシステムを制御することが可能となることや、カーナビや家電、ヘルスケア等異なる分野の機器やシステムが相互に連携し、新しいサービスの提供が可能となること等が期待される。

(2) 価値観の多様化と地域自治機能の低下

社会経済構造やライフスタイルの変化、価値観の多様化により、行政サービスへの市民ニーズは多様化・複雑化しています。

また、地縁に捉われない多様な人々のつながりが生まれ、そうした多様なつながり・集まりに参加する人が増加する一方で、地域コミュニティ（自治会）への加入者は減少してきており、地域コミュニティの機能や課題解決能力の低下が懸念されています。

こうした中であっても、多様な市民ニーズに対応した多様なサービスの提供とともに、少子高齢化等による地域経済や産業基盤の不安定化、地域活力と地域自治機能の低下を見据えた、持続可能なまちづくりを推進することが必要です。

課題を解決する方法は？

- 市民ニーズの把握と市政への反映方法の見直し（市民参画の仕組みづくり）
 - 迅速・丁寧で分かりやすい情報の相互発信
 - 市民、コミュニティ、民間企業等と行政との協働による課題解決能力の向上
 - まちづくりの主役である市民の自治意識の喚起
 - 市民が主体性を発揮し、助け合って地域課題を解決するためのエンパワーメント³促進
- …など

(3) 公共施設等の適正配置と活用

本市では、合併以前に整備したものも含めて、多くの公共施設や道路・上下水道等のインフラを管理・運営しています。これらの公共施設等は老朽化が進み、改修・更新の時期を迎えていることから、今後多額の費用が必要になってきます。「新しく造ることから賢く使うことへ」を念頭に、真に必要な公共施設等が何かを見極め、長寿命化や更新時期・費用の平準化、集約・複合化等を進めなければなりません。

課題を解決する方法は？

- 公共施設等の「量」と「質」の見直し
 - 人口推移や利用状況に応じた量と配置の実現（最適化）
 - 適正な維持管理と計画的な保全による施設等の長寿命化
 - PPP、PFI⁴等の管理運営・整備手法等の検討
 - 指定管理者制度の推進
- …など

³ エンパワーメント（empowerment）：元々は「力や権限を与えること」という意味で、「権限付与」「能力開化」とも訳される。20世紀に入ってから社会運動や保健福祉分野、ビジネス分野において使われるようになっていく。

⁴ PPP、PFI：PPPはPublic Private Partnershipの略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI（Private Finance Initiative）は、PPPの手法の一つで、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うこと。

3 行政改革の基本的な考え方

(1) 行政改革の基本方針

市の現状に合わせて行政の形を改善し、サービスの維持・向上を実現するため、次の2つの基本方針を定め、行政改革に取り組めます。

◆基本方針1 安定的な行財政運営の維持

事業ごとに目標を明確に定め、公平で適正な評価に基づく見直しを実施するとともに、市として真に行うべき事業の選択と優先順位付けを行い、重要度の高い事業に行政経営資源を集中的に配分することにより、効果的・効率的な行財政運営を推進する。

それにより、最小の経費で最大の効果を上げる仕組みを構築し、将来にわたって持続可能な財政基盤を維持していく。

◆基本方針2 協働の推進と環境整備

市民、NPO⁵、ボランティア、地域コミュニティ等の活動を活性化し推進するとともに、自治意識の醸成と人材育成を進める。

同時に、職員の意識改革と資質・能力の向上を図り、市民、各種団体と行政との連携・協働の取組みを推進する。

(2) 取組みの視点

基本方針に基づき、次の5つの視点を持って、具体的な取組みを進めていきます。

視点1：市民目線

職員が市民としての視点に立ち、市民の多様化するニーズに対応した、きめ細かな行政サービスを提供し、市民満足度の向上を目指します。

視点2：協働

市民、各種団体と行政とが、それぞれの特性や長所を認め、互いを尊重しながら、役割分担と連携を進め、それぞれの目的に向かって取組みます。

⁵ NPO：Non Profit Organization（非営利組織）の略で、市民が自発的に作ったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証された組織をNPO法人という。

視点3：コスト意識

費用対効果の検証を行い、事業の選択と集中により最小の経費で最大の効果を得ることを目指します。

視点4：スピード感

事業の順位付けと迅速な判断に努めるとともに、庁内連携の強化と横断的な取組みを推進し、課題を先延ばしにしない業務遂行に努めます。

視点5：説明責任

さまざまな媒体を使って適時・的確に情報を発信・提供するだけでなく、市民との双方向の対話によって、分かりやすい透明性の確保された市政運営に努めます。

(3) 計画期間

本大綱の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 基本方針に基づく取組み

<取組みの体系>

| 基本方針 | 取組みの柱 | 項目 |
|----------------|--------------|----------------|
| 1 安定的な行財政運営の維持 | 1 適切な経費削減 | コスト意識の徹底と経費削減 |
| | | 最新技術の導入と利活用 |
| | | 公共施設等の適正な管理・配置 |
| | | 民間活力の導入 |
| | | 効率的・計画的な財政運営 |
| | 2 安定的な歳入の確保 | 歳入確保の取組み |
| | 3 行政経営体制の見直し | 業務の最適化 |
| | | 組織の効率的・効果的運営 |
| | | 職員の適正配置 |
| | 4 職員の資質向上 | 職員の意識改革と能力の向上 |
| | | 人事評価制度の適正な運用 |
| | 2 協働の推進と環境整備 | 5 市民のエンパワーメント |
| 市民等との連携・協働 | | |

◆基本方針 1 安定的な行財政運営の維持

取組みの柱 1 適切な経費削減

①コスト意識の徹底と経費削減

事務事業を適切に評価し、効果や優先順位付け等によって事業の選択と集中を行うほか、「もったいない」というコスト意識を職員に徹底し、経費の縮減に取り組めます。

②最新技術の導入と利活用

飛躍的な発展を遂げているICTやIoT等について調査研究を進め、導入による業務改善と経費削減、行政手続きの電子化や市政情報の迅速・丁寧な発信に取り組めます。

③公共施設等の適正な管理・配置

「公共施設等総合管理計画」等に基づく総合的かつ計画的な公共施設等の管理運営

を推進し、その適正規模・配置の実現を目指します。

④民間活力の導入

民間の資金、技術力、経営力等を活用し、行政サービスの向上とコストの縮減を図ります。

⑤効率的・計画的な財政運営

将来の財政負担を的確に見極め、国・県の交付金の活用等により新たな市債発行の縮減を図るとともに、緊急的な財政需要に備え、基金の確保に努めるなど、健全で効率的・計画的な財政運営に取り組めます。

【主な取組み】

- ・ 職員のコスト意識の徹底と行政経費の節減・合理化
- ・ 補助金・交付金の見直し
- ・ 計画的・効率的な予算編成と執行
- ・ RPA⁶やAI-OCR⁷等ICTの導入
- ・ 申請・届出・予約等の各種行政手続きの電子化
- ・ ペーパーレス化の推進
- ・ 各種計画に基づく公共施設等の適正管理の推進
- ・ 施設等の適正配置・規模の調査研究
- ・ 民間の知識・技術等を活かした公共施設等の運営管理・整備の推進
(指定管理者制度等の推進)

取組みの柱2 安定的な歳入の確保

①歳入確保の取組み

税収や新たな自主財源の確保、市有財産の有効活用等によって、安定的な歳入の確保に努めるとともに、施設等の利用者数と公平性の観点から、使用料等利用者負担の適正化を推進します。

【主な取組み】

- ・ クラウドファンディング⁸等を活用した新たな自主財源の確保

⁶ RPA: Robotic Process Automation (ソフトウェア・ロボットによる業務自動化) の略で、人間がパソコン上でやっているキーボードやマウス等の端末操作を記録して、人の代わりに自動で作業するソフトウェアのこと。

⁷ AI-OCR: OCRとはOptical Character Recognitionの略で、手書きの書類や帳票をスキャナで読み取り、データ化する技術のこと。AI-OCRは、このOCR技術へAI(Artificial Intelligence 人工知能)を搭載したもので、前後の文字や学習データから文字を連想することで、従来よりも精度の高い文字認識を可能にしている。

⁸ クラウドファンディング: 不特定多数の人がインターネット等を経由して他の人々や組織に財源の提供や協力等を行うこと。

- ・市税等の収納率向上
- ・法定外税導入の研究
- ・市有財産の有効活用の推進
- ・未利用財産の売却・貸付の仕組みづくりと推進
- ・施設等の利用者負担の適正化

取組みの柱3 行政経営体制の見直し

①業務の最適化

事務事業と施策の適正な評価により、事業の改善、時限化、スクラップ&ビルド⁹を進め、業務の効率化・最適化に継続的に取り組めます。

②組織の効率的・効果的運営

市民からの声や課題に迅速に対応するため、効率的・効果的な運営ができる組織機構への見直しを行います。

③職員の適正配置

将来の人口規模と業務量に応じた適正な職員数の維持と配置を図ります。

【主な取組み】

- ・行政評価を活用した成果重視の事務の遂行
- ・「一課（担当）一改善」の実施
- ・P D C Aサイクル¹⁰に則った継続的な業務改善
- ・外部評価制度の検討
- ・庁内における行政改革推進体制の整備と情報共有の徹底
- ・横断的な業務実施体制の構築
- ・地方自治体間での連携
- ・人口推移と行政サービス需要の検証
- ・職員数の適正化、適正配置

取組みの柱4 職員の資質向上

①職員の意識改革と能力の向上

職員一人ひとりに、コスト意識や市民目線に立って業務に当たる意識を醸成するとともに、政策立案、コミュニケーション力や組織管理力等能力の向上に努めます。

⁹ スクラップ&ビルド：新規の事務事業を実施する際に、効果が低い既存の事務事業の廃止や縮小を併せて行うこと。

¹⁰ P D C Aサイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、4つの段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善・遂行していくこと。

②人事評価制度の適正な運用

職員の業務目標や働き方を明確化し、能力を最大限発揮できる働きやすい環境を整備します。

【主な取組み】

- ・改革の当事者意識や連携意識の喚起につながる職員研修の実施
- ・人事評価制度の適正な運用
- ・ワーク・ライフ・バランス¹¹の推進

◆基本方針 2 協働の推進と環境整備

取組みの柱 5 市民のエンパワーメント

①地域における人材の育成

市民が地域への理解・愛着を深め、地域コミュニティや経済・文化の担い手となり、地域課題に向き合うよう、自治意識を醸成し、地域を支える人材の育成を進めます。

②市民等との連携・協働

市民、NPO、ボランティア、地域コミュニティ等の多様な主体と相互に連携・協働し、行政課題の解決に取り組めます。

【主な取組み】

- ・自治会への加入促進
- ・地域コミュニティ等の運営・活動の支援
- ・新たなコミュニティ形成・活動の支援
- ・協働によるまちづくりの周知と参加への機会創出
- ・市民ニーズの把握方法の研究
- ・情報共有と市民参画の仕組みづくり
- ・行政情報の新たな提供手段・媒体の開拓

¹¹ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳される。内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、その実現によって、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会が実現できるとされている。

5 行政改革の推進体制

(1) 南アルプス市行政改革推進本部

市長を本部長として、本大綱に掲げた取組みの実施状況の確認や評価、進捗管理を行うとともに、庁内の意思統一・決定を行います。

(2) 南アルプス市行政改革推進委員会

市民の代表や学識経験者で構成し、専門的知識や経験、市民目線から、取組みの進捗状況について意見や助言を行います。

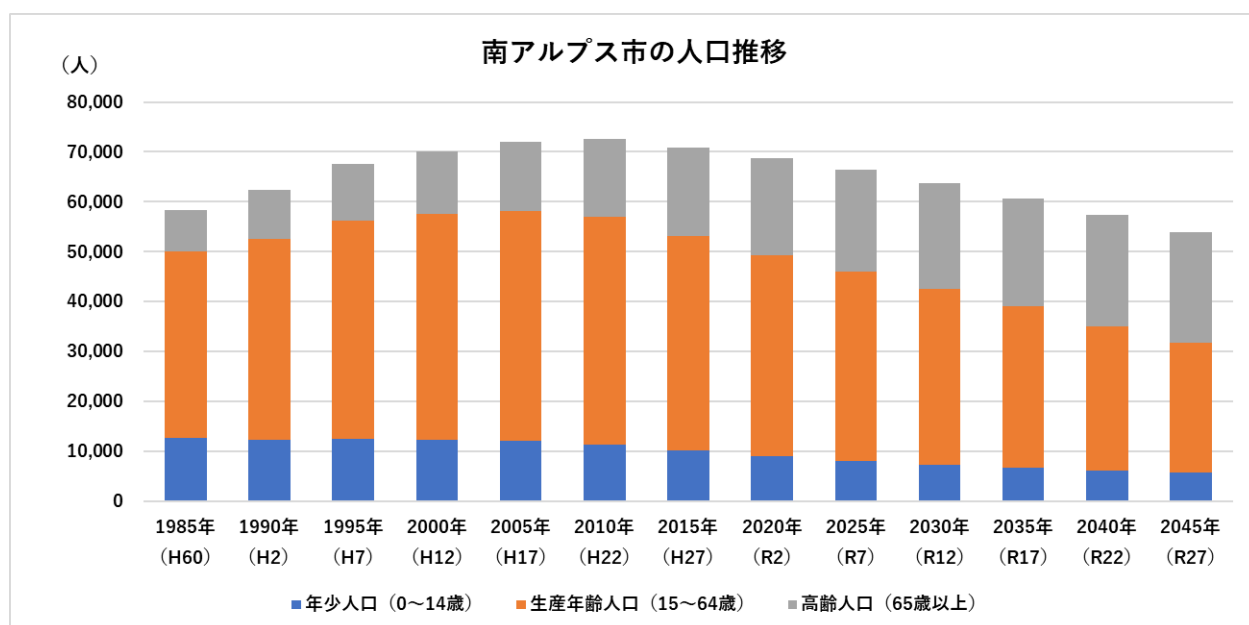
(3) 行政改革担当部局・職員

担当部局・職員は、本大綱に掲げた取組みを推進するとともに、本大綱に基づく実施計画の作成と進行管理を行い、進捗状況や行政改革に関する情報をホームページ等に公開します。

<参考資料>

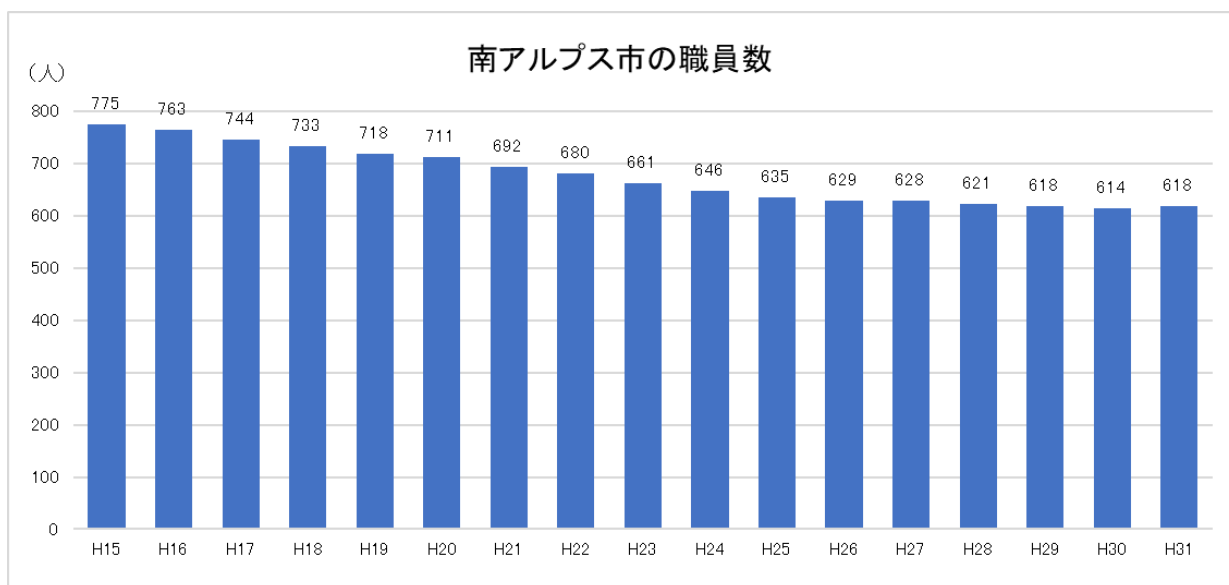
1 南アルプス市の人口推移

| 区分 | 1985年 (S60) | 1990年 (H2) | 1995年 (H7) | 2000年 (H12) | 2005年 (H17) | 2010年 (H22) | 2015年 (H27) | 2020年 (R2) | 2025年 (R7) | 2030年 (R12) | 2035年 (R17) | 2040年 (R22) | 2045年 (R27) |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総数 | 58,298 | 62,351 | 67,504 | 70,116 | 72,055 | 72,635 | 70,828 | 68,778 | 66,334 | 63,640 | 60,684 | 57,360 | 53,844 |
| 0～4歳 | 3742 | 3,612 | 3,763 | 3,769 | 3,658 | 3,269 | 2,761 | 2,563 | 2,265 | 2,089 | 1,945 | 1,787 | 1,623 |
| 5～9歳 | 4277 | 4,156 | 4,174 | 4,163 | 4,080 | 3,911 | 3,446 | 2,905 | 2,701 | 2,392 | 2,211 | 2,061 | 1,897 |
| 10～14歳 | 4666 | 4,557 | 4,491 | 4,350 | 4,232 | 4,140 | 3,989 | 3,507 | 2,958 | 2,750 | 2,437 | 2,253 | 2,102 |
| 15～19歳 | 3939 | 4,579 | 4,437 | 4,172 | 3,921 | 3,879 | 3,721 | 3,575 | 3,143 | 2,650 | 2,464 | 2,183 | 2,018 |
| 20～24歳 | 3149 | 3,611 | 4,268 | 3,777 | 3,357 | 2,997 | 2,912 | 2,797 | 2,686 | 2,361 | 1,989 | 1,850 | 1,638 |
| 25～29歳 | 3407 | 3,750 | 4,339 | 4,800 | 4,419 | 3,786 | 3,229 | 3,147 | 3,066 | 2,918 | 2,599 | 2,190 | 2,032 |
| 30～34歳 | 4273 | 3,810 | 4,377 | 4,724 | 5,245 | 4,616 | 3,818 | 3,266 | 3,186 | 3,122 | 2,959 | 2,646 | 2,226 |
| 35～39歳 | 4978 | 4,665 | 4,371 | 4,728 | 5,058 | 5,480 | 4,611 | 3,807 | 3,264 | 3,190 | 3,130 | 2,966 | 2,652 |
| 40～44歳 | 4037 | 5,301 | 5,062 | 4,504 | 4,817 | 5,063 | 5,477 | 4,605 | 3,804 | 3,262 | 3,192 | 3,133 | 2,970 |
| 45～49歳 | 3430 | 4,138 | 5,571 | 5,222 | 4,495 | 4,834 | 4,971 | 5,362 | 4,513 | 3,728 | 3,198 | 3,131 | 3,075 |
| 50～54歳 | 3617 | 3,489 | 4,266 | 5,542 | 5,145 | 4,477 | 4,682 | 4,809 | 5,187 | 4,369 | 3,612 | 3,099 | 3,036 |
| 55～59歳 | 3411 | 3,587 | 3,576 | 4,289 | 5,506 | 5,158 | 4,376 | 4,574 | 4,706 | 5,075 | 4,276 | 3,536 | 3,037 |
| 60～64歳 | 3104 | 3,376 | 3,592 | 3,545 | 4,293 | 5,435 | 5,067 | 4,293 | 4,503 | 4,644 | 5,008 | 4,222 | 3,495 |
| 65～69歳 | 2704 | 3,031 | 3,314 | 3,462 | 3,463 | 4,184 | 5,305 | 4,943 | 4,204 | 4,425 | 4,581 | 4,942 | 4,171 |
| 70～74歳 | 2396 | 2,558 | 2,891 | 3,124 | 3,287 | 3,322 | 3,930 | 5,012 | 4,676 | 3,990 | 4,212 | 4,372 | 4,724 |
| 75～79歳 | 1658 | 2,067 | 2,238 | 2,576 | 2,810 | 3,010 | 3,066 | 3,643 | 4,667 | 4,355 | 3,737 | 3,961 | 4,130 |
| 80～84歳 | 996 | 1,263 | 1,642 | 1,819 | 2,166 | 2,398 | 2,537 | 2,655 | 3,179 | 4,112 | 3,843 | 3,326 | 3,552 |
| 85～89歳 | 395 | 597 | 815 | 1,071 | 1,326 | 1,600 | 1,754 | 1,922 | 2,028 | 2,460 | 3,236 | 3,028 | 2,659 |
| 90歳以上 | 118 | 203 | 317 | 478 | 769 | 1,017 | 1,176 | 1,393 | 1,598 | 1,748 | 2,055 | 2,674 | 2,807 |
| 不詳 | 1 | 1 | 0 | 1 | 8 | 59 | 0 | - | - | - | - | - | - |
| (再掲)0～14歳 | 12,685 | 12,325 | 12,428 | 12,282 | 11,970 | 11,320 | 10,196 | 8,975 | 7,924 | 7,231 | 6,593 | 6,101 | 5,622 |
| (再掲)15～64歳 | 37,345 | 40,306 | 43,859 | 45,303 | 46,256 | 45,725 | 42,864 | 40,235 | 38,058 | 35,319 | 32,427 | 28,956 | 26,179 |
| (再掲)65歳以上 | 8,267 | 9,719 | 11,217 | 12,530 | 13,821 | 15,531 | 17,768 | 19,568 | 20,352 | 21,090 | 21,664 | 22,303 | 22,043 |
| 年齢別割合(0～14歳:%) | 21.8 | 19.8 | 18.4 | 17.5 | 16.6 | 15.6 | 14.4 | 13.0 | 11.9 | 11.4 | 10.9 | 10.6 | 10.4 |
| 年齢別割合(15～64歳:%) | 64.1 | 64.6 | 65.0 | 64.6 | 64.2 | 63.0 | 60.5 | 58.5 | 57.4 | 55.5 | 53.4 | 50.5 | 48.6 |
| 年齢別割合(65歳以上:%) | 14.2 | 15.6 | 16.6 | 17.9 | 19.2 | 21.4 | 25.1 | 28.5 | 30.7 | 33.1 | 35.7 | 38.9 | 40.9 |



※2015年までは国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』による

2 市職員数の推移



※教育長を含まない、各年度4月1日時点の職員数

3 財政構造と主要財政指標の推移

<財政構造>

| 区 分 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | |
|-----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------|
| | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | 決算額 (千円) | 構成比 (%) | |
| 入 | 歳入合計 | 29,427,454 | 100.0 | 30,911,159 | 100.0 | 32,542,935 | 100.0 | 33,532,359 | 100.0 | 34,156,283 | 100.0 |
| | 地方税 | 8,419,107 | 28.6 | 8,469,134 | 27.4 | 8,576,349 | 26.4 | 8,720,287 | 26.0 | 8,627,154 | 25.3 |
| | 地方交付税 | 9,119,377 | 31.0 | 8,774,810 | 28.4 | 8,329,495 | 25.6 | 8,350,343 | 24.9 | 8,566,062 | 25.1 |
| | 分担金及び負担金 | 1,014,437 | 3.4 | 940,090 | 3.0 | 760,574 | 2.3 | 761,185 | 2.3 | 735,825 | 2.2 |
| | 国庫支出金 | 3,313,045 | 11.3 | 3,352,781 | 10.8 | 3,333,688 | 10.2 | 3,399,169 | 10.1 | 2,979,971 | 8.7 |
| | 県支出金 | 2,156,566 | 7.3 | 2,112,886 | 6.8 | 1,663,168 | 5.1 | 1,808,804 | 5.4 | 1,745,073 | 5.1 |
| | 地方債 | 2,342,104 | 8.0 | 3,217,511 | 10.4 | 5,445,310 | 16.7 | 6,097,823 | 18.2 | 6,615,334 | 19.4 |
| その他 | 2,903,210 | 9.9 | 3,861,863 | 12.5 | 4,434,351 | 13.6 | 4,394,748 | 13.1 | 4,886,864 | 14.3 | |
| 出 | 歳出合計 | 27,871,881 | 100.0 | 29,063,918 | 100.0 | 31,185,804 | 100.0 | 31,924,009 | 100.0 | 32,493,589 | 100.0 |
| | 義務的経費 | 13,366,156 | 48.0 | 13,715,655 | 47.2 | 13,588,178 | 43.6 | 14,226,395 | 44.6 | 14,539,189 | 44.7 |
| | 人件費 | 4,658,150 | 16.7 | 4,668,783 | 16.1 | 4,528,795 | 14.5 | 4,600,864 | 14.4 | 4,524,970 | 13.9 |
| | 扶助費 | 4,759,819 | 17.1 | 4,923,934 | 16.9 | 5,258,818 | 16.9 | 5,412,750 | 17.0 | 5,440,940 | 16.7 |
| | 公債費 | 3,948,187 | 14.2 | 4,122,938 | 14.2 | 3,800,565 | 12.2 | 4,212,781 | 13.2 | 4,573,279 | 14.1 |
| | 投資的経費 | 2,197,239 | 7.9 | 3,453,801 | 11.9 | 5,925,623 | 19.0 | 6,527,143 | 20.4 | 6,749,873 | 20.8 |
| | 普通建設事業費 | 2,159,066 | 7.8 | 3,442,933 | 11.9 | 5,913,422 | 19.0 | 6,506,107 | 20.3 | 6,742,747 | 20.8 |
| | 災害復旧事業費 | 38,173 | 0.1 | 10,868 | 0.0 | 12,201 | 0.0 | 21,036 | 0.1 | 7,126 | 0.0 |
| | その他の経費 | 12,308,486 | 44.2 | 11,894,462 | 40.9 | 11,672,003 | 37.4 | 11,170,471 | 35.0 | 11,204,527 | 34.5 |

< 主要財政指標 >

| 区分 | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 財政力指数 | | 0.569 | 0.568 | 0.560 | 0.547 | 0.537 |
| 経常収支比率(%) | | 83.9 | 82.8 | 86.8 | 88.4 | 89.3 |
| ラスパイレス指数 | | 99.1 | 99.9 | 100.1 | 99.4 | 99.0 |
| 判断 比率 | 実質赤字比率(%) | -(△6.48) | -(△8.71) | -(△6.85) | -(△7.99) | -(△8.30) |
| | 連結実質赤字比率(%) | -(△15.81) | -(△18.28) | -(△18.43) | -(△20.59) | -(△20.01) |
| | 実質公債費比率(%) | 6.7 | 5.9 | 5.2 | 4.7 | 4.4 |
| | 将来負担比率(%) | 1.0 | -(△5.4) | -(△11.3) | -(△10.5) | -(△11.3) |

※地方財政状況調査（決算カード）、地方公務員給与実態調査から抜粋

※健全化判断比率のうち、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」とし、黒字額を（△）で表示

※健全化判断比率のうち、充当可能財源額が将来負担額を上回る場合は「-」とし、余剰額を（△）で表示

※ラスパイレス指数は各年度初日（4月1日）時点の数値

< 主要財政指標について >

◆財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額（標準的な自治体における標準的な収入と需要）で除して得た数値の過去3年間の平均値

◆経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合

◆ラスパイレス指数

国家公務員行政職俸給表（一）の適用者の俸給月額を100とした場合の、地方公務員一般行政職の給与水準

◆地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づく健全化判断比率

以下に示す4つの健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準を超えると、比率を公表したその年度末までに「財政健全化計画」を定めなければならない。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれか1つでも財政再生基準を超えた場合、比率を公表したその年度末までに「財政再生計画」を定めなければならない。

実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準・財政再生基準は市町村により異なるが、実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。将来負担比率の早期健全化基準は350%。

①実質赤字比率：一般会計等の実質赤字額（歳入総額－歳出総額）の、標準財政規模（地方税、普通交付税地方譲与税等）に対する比率

②連結実質赤字比率：全会計の実質赤字額（又は資金不足額）の、標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金（借入金と利息）等の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値

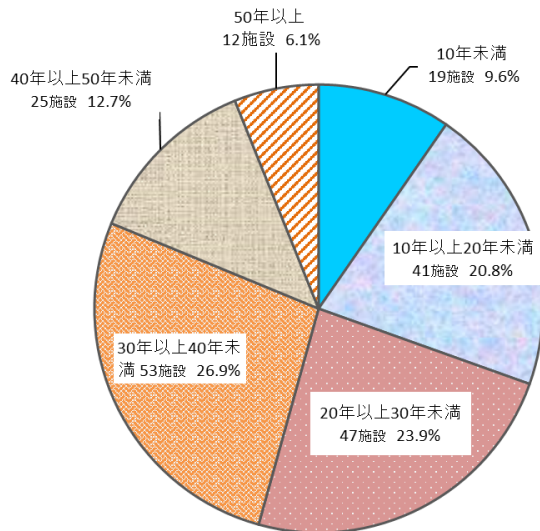
④将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率

4 構造別・建築年別公共施設数

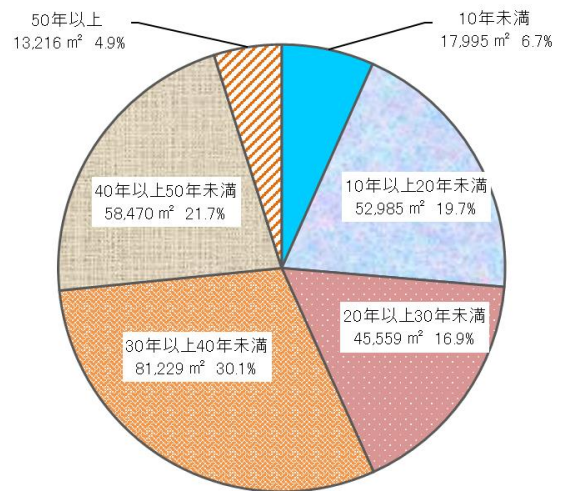
(1) 構造別・建築年度別施設数・面積

| 建築年度 | 鉄筋コンクリート造 | | 鉄骨造 | | 木造 | | 軽量鉄骨造 その他 | | 合計 | | 耐震基準 新旧割合 (施設数・面積・割合) | |
|---------|-----------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|--------------|---------------------|-------|---------------------|-----------------------------|---|
| | 施設数 | 面積(m ²) | 施設数 | 面積(m ²) | 施設数 | 面積(m ²) | 施設数 | 面積(m ²) | 施設数 | 面積(m ²) | | |
| 旧耐震基準 | ～S41 | 2 | 7,281 | 0 | 0 | 5 | 969 | 1 | 2,530 | 8 | 10,780 | 57施設 94,063m ² 34.9% |
| | S42～S46 | 1 | 711 | 1 | 3,797 | 4 | 4,995 | 5 | 7,134 | 11 | 16,636 | |
| | S47～S51 | 3 | 5,539 | 3 | 10,335 | 1 | 164 | 2 | 1,423 | 9 | 17,461 | |
| | S52～S56 | 13 | 19,791 | 11 | 25,904 | 1 | 160 | 4 | 3,332 | 29 | 49,187 | |
| 新耐震基準 | S57～S61 | 15 | 25,651 | 11 | 28,834 | 1 | 70 | 0 | 0 | 27 | 54,555 | 140施設 175,204m ² 65.1% |
| | S62～H3 | 9 | 13,328 | 9 | 14,004 | 10 | 2,048 | 1 | 3,461 | 29 | 32,840 | |
| | H4～H8 | 10 | 7,909 | 4 | 4,467 | 8 | 3,462 | 1 | 248 | 23 | 16,086 | |
| | H9～H14 | 12 | 20,749 | 7 | 11,168 | 13 | 3,942 | 0 | 0 | 32 | 35,859 | |
| | 合併後 | H15～H22 | 7 | 8,629 | 6 | 16,560 | 6 | 2,905 | 1 | 1,272 | 20 | |
| H23～H30 | | 3 | 1,412 | 3 | 4,208 | 3 | 878 | 0 | 0 | 9 | 6,499 | |
| 合計 | 75 | 110,998 | 55 | 119,278 | 52 | 19,593 | 15 | 19,398 | 197 | 269,267 | | |
| 構造別割合 | | 41.2% | | 44.3% | | 7.3% | | 7.2% | | 100.0% | | |

(2) 築年数別施設数



(3) 築年数別延床面積



※「南アルプス市公共施設白書」から抜粋。

平成31年3月末現在で、市の所有する公共施設（建物がある197施設）を構造別・建築年度別にみたもの。